

第6章 防災(地震・火災)に関する事

◎過去に起こった施設火災や大震災の教訓を生かし普段から防災意識を高めましょう。

1.火災に備える

◎思いもよらない事で火災は発生します。以下の点に注意しましょう。

①火器設備(ガスコンロ、カセットコンロ、ガスストーブ)

- ・ 燃焼中の器具の付近に可燃性のある物はないか
- ・ 調理中の油の引火、空焚き
- ・ 消火、元栓の確認
- ・ カセットコンロについては、並列での使用の禁止、ガスボンベの残量の確認

②電気設備(電灯、コンセント(タップ含む)、電気ストーブ、アイロン、漏電)

- ・ 可燃性のある物を付近に放置していないか(白熱灯 アイロン ストーブ)
- ・ コンセントは根元までさしてあるか(抜けかけたコンセントに埃が溜まり引火)
- ・ 電気使用量を超えた、たこ足配線をしていないか
- ・ コードは熱を帯びていないか
- ・ 電気コードの破損カ所はないか(破損部からスパークして引火)
- ・ 電気コードを棚などで踏んではいけないか

③その他(喫煙場所)

- ・ 喫煙場所が明確に指定され、かつ付近に可燃しやすい物はないか
- ・ 喫煙者が確実に消火しているか

※部屋ごとに『火元責任者』を配置し、日々の点検を行いましょう

(点検表があると効果的です)

2.震災に備える

◎震災はいつ起こるかわかりません。常に備えておきましょう。

①注意すべき点

- ・ 棚やTV,冷蔵庫等大型の倒れやすい物は固定しているか
- ・ 食器棚等は揺れにより扉が開き食器が飛び出さないように工夫しているか
- ・ 照明器具や掲示物(額等)落ちてこないように工夫しているか
- ・ 窓ガラスやガラス棚のガラスが割れないように工夫しているか
- ・ 特に蛍光灯(LEDは除く)が落下した時の為に、飛散防止カバーをしているか
- ・ 棚の上に重たい物を載せていないか(揺れにより落下しないか)
- ・ 避難通路に不要な荷物等が置かれていないか
- ・ 避難持ち出し袋は用意しているか(中身を吟味して、あまり重くならないように)

3.避難訓練

◎定期的に避難訓練を実施し、慌てず避難できるように備えましょう。

①火災、地震発生時の避難誘導マニュアルの作成、周知、検証

- ②自衛消防組織の作成(防火管理者の配置⇒指定の講習を受けなければなりません)
 - ③緊急連絡網の作成(避難持ち出し袋に常備しておきましょう)
 - ④消防通報手順の作成(固定電話設置場所付近等に掲示しましょう)
 - ⑤震災に伴う津波警報が発生した場合の避難場所の決定とルートの確認
(建物倒壊などでルートが遮断される事も踏まえ、複数ルートの確認)
(近隣に津波避難ビルがあるかの確認)
 - ⑥月1回の自主避難訓練の実施(記録の作成)
 - ⑦第1次避難場所及び広域避難場所までの定期的な誘導訓練(記録の作成)
 - ⑧年1回の消防署立会の避難訓練、及び年1回の通報訓練の実施(消防署へ届けが必要)
 - ⑨消防署立会避難訓練時に、水消火器で消火の練習を行う(届時に申し込む)
- ※車両での移動は2次災害の恐れがあるので、極力徒歩ルートを検討しましょう。**
※車両をやむを得ず使用する際は、リスクが大きい事を踏まえて走行する事。

4.消防設備点検

- ◎いざと言う時に使えなくては大事です。法定点検を必ず受けましょう。
- ①半年に1回の設備点検(消火器、誘導灯、その他 施設規模によって内容は変わります)
点検記録は消防署への届が必要となりますので、設備業者へ依頼します(一覧参照)
- ※消防署立会の避難訓練と設備点検(設備業者)は消防法に定められています。**

5.火災が発生した時の対応(基本対応)

- ①火災発生(発見者は全員に大声で知らせる)
- ②自衛消防隊長は、職員に避難の指示を行う
- ③初期消火係と通報係は直ぐに着手する
- ④避難誘導係は児童を安全に第1避難場所に避難させる
(煙を吸わないように、低い姿勢及び口鼻をハンカチなどで塞ぐ)
(個室・トイレ等に残されている児童は居ないかの確認も忘れない)
- ⑤各担当は自衛消防隊長へ状況報告を行う(職員、児童数の点呼)
- ⑥各家庭や関係機関への連絡

6.地震が発生した時の対応(基本対応)

- ①地震速報アラームもしくは揺れを感じたら、全員に大声で知らせる
 - ②児童を窓や棚等から離れさせ、安全な態勢を取らせる
(身をかがめ頭を隠す、机があれば潜らせる)
 - ③ドア付近の職員はドアや窓を解放する(揺れで扉が開かなくなる可能性が大きい)
 - ④揺れが収まるまでは動かない(大声で互いの無事の確認を行う)
 - ⑤揺れが収まりしだい、児童の状態を把握(ケガ等ないか)
- ※野外の確認を行い建物内から脱出する(靴を履かせる事を忘れない)**
- ⑥同時に火元確認、電気のブレーカーをOFFにする
(電力会社が再送電した場合、コンセント等がショートし発火する危険性)

- ⑦火災があれば速やかに消火を行う。
- ⑧建物から離れ安全な場所で待機する(揺れ戻しによる建物倒壊や落下物の危険性)
- ⑨必要に応じ、広域避難場所へ誘導避難する(児童の状態を常に把握しながら行う)
- ⑩津波の危険性があれば、出来る限り徒歩で移動する

※最悪の場合を想定して、津波が来る可能性のある地域は、避難場所を決めましょう。

また、携帯など連絡が取れなくなる事を想定し、事前に保護者に移手段及び避難先を周知するようにしてください。

7. 掲示・周知事項(決定事項は明記し見える所へ掲示しておきましょう)

①自衛消防組織

※火災発生時、円滑な行動がとれるように役割を決めておくことが重要

・自衛消防隊長(代表者又は防火管理者)

避難指示の指揮を行う

・通報連絡係

消防署への通報及び関係機関への連絡

・初期消火係

消火器での初期消火

・避難誘導係

児童を安全にかつ速やかに避難場所へ誘導する

・その他必要な係

事業所内で必要と思う係を決めましょう



②通報手順

※消防署への通報手順を明記し掲示しましょう(避難訓練時に練習しましょう)

- ・ 火事又は救急の伝達
- ・ 場所(住所及び目印となる物)
- ・ 状況(火災の場所及び消火状況及びケガ人、逃げ遅れの有無)
- ・ 電話番号及び連絡者

③初期消火

- ・ 消火器の容量によって噴射時間が決まっているため、的確な消火を行う
(消防署立会訓練の際、水消火器の練習で感覚をつかんでおきましょう)
- ・ 消火器や水バケツで消化できるのは、天井に火が届く程度の火災であり、それ以上の火災については、人命に係わるので消火係も避難する

④避難場所(指定時に消防署へ提出している場所)

・第一次避難場所

施設外で安全を確保できる場所

・広域避場所

近隣の学校や広場など

⑤緊急連絡先

- ・消防署 119
- ・警察署 110
- ・行政機関 子ども家庭課等
- ・法人本部（複数運営事業所）

⑥児童に関する書類(ケガ等で万が一救急搬送しなければならない時に必要になります)

- ・住所、氏名、年齢(生年月日)、保護者の緊急連絡先(わかれば血液型)
- ・障害名や持病(特に持病のある児童は詳しく記載しておく)
- ・服用薬(可能な限り詳しく記載 万が一オペに至る様なケガをした時必要です)
- ・かかりつけ医
- ・事業所それぞれの建物の形状、立地条件、児童の状態・状況により、追加・変更事項があると思
います。児童、職員の安全・人命確保の為、日々振り返りを忘れないように
- ・ハザードマップ等の掲示をするのも良いと思われま